

上越市大規模開発行為の適正化に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中川幹太

上越市規則第20号

上越市大規模開発行為の適正化に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(上越市大規模開発行為の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 上越市大規模開発行為の適正化に関する条例施行規則(平成17年上越市規則第70号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「環境影響評価会議の」を「環境影響評価に係る」に改め、同条中「別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議(以下「環境影響評価会議」という。)」を「環境影響評価に係る技術的な事項について識見を有する人」に改める。

(上越市大規模開発行為審議会規則の一部改正)

第2条 上越市大規模開発行為審議会規則(平成17年上越市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「環境影響評価会議からの」を「環境影響評価等に係る」に改め、同条第1項中「市長が別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議(以下「環境影響評価会議」という。)」を「環境影響評価に係る技術的な事項について識見を有する人」に改め、同条第2項中「環境影響評価会議からの」を削る。

(上越市自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 上越市自然環境保全条例施行規則(平成20年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第13条中「別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議」を「環境影響評価に係る技術的な事項について識見を有する人」に改める。

(上越市自然環境保全推進委員会規則の一部改正)

第4条 上越市自然環境保全推進委員会規則(平成20年上越市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長が別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議」を「環境影響評価に係る技術的な事項について識見を有する人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。